

令和6年 第10回
幕別町選挙管理委員会議案

令和6年12月2日 10:00

幕別町役場 2階2D会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

議案第30号 選挙人名簿の定時登録等について

議案第31号 投票区の再編（案）について

その他

議案第30号 選挙人名簿の定時登録等について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者及び同法第28条の規定により登録を抹消する者を、次のとおり決定する。

別 添

【参考】公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（登録）

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4 略

（登録の抹消）

第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた
日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

【参考】今回定時登録における登録等の要件について

- 1 基準日 令和6年12月1日
- 2 登録日 令和6年12月2日
- 3 登録等の要件
 - (1) 今回登録者
 - ア 転入 令和6年7月15日から令和6年9月1日までの転入
 - イ 出生 平成18年10月29日から平成18年12月2日までの出生
 - ウ 表示登録 令和6年8月1日以降の転出
 - (2) 今回抹消者
 - ア 転出 令和6年6月27日から令和6年7月31日までの転出
 - イ 死亡 令和6年10月28日から令和6年12月1日までの死亡
 - (3) 今回表示者
 - ア 転出 令和6年12月1日までの転出

※令和6年10月14日選挙時登録（前回）

基準日 令和6年10月14日
登録日 令和6年10月14日

(参 考) 選挙人名簿登録者数

投票区	投票所	06.10.14(選挙時)			転入			出生			表示登録			転出(△)			死亡(△)			その他			転居			06.12.02(定時)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	幕別町役場	371	451	822	1	1	2	1		1				1		1	2	2					△ 2	△ 3	△ 5	368	449	817
2	緑町近隣センター	713	789	1,502	1		1	1		1				1	2	3	2	2	4				1	3	4	713	788	1,501
3	鉄南ふれあい交流館	316	355	671										2	3	5	1	2	3				1		1	314	350	664
4	幕別北ふれあい交流館	322	360	682	1		1	1		1				1	1	2	2		2				△ 1	△ 1		322	358	680
5	猿別近隣センター	65	50	115				1		1				1	1		2	2					△ 1		△ 1	65	47	112
6	相川西近隣センター	63	75	138																			2	1	3	65	76	141
7	千住西ふれあい交流館	44	52	96																						44	52	96
8	稲志別近隣センター	73	65	138																						73	65	138
9	札内コミュニティプラザ	1,250	1,449	2,699	4	8	12		2	2				2	2	4	5	3	8				△ 1	△ 5	△ 6	1,246	1,449	2,695
10	晩町近隣センター	794	880	1,674	2	3	5	1		1				2	2	1	1	2						1	1	796	881	1,677
11	あかしや近隣センター	404	476	880	1		1							2	1	3	1	1					2	1	3	404	476	880
12	若草町近隣センター	982	1,239	2,221	4	3	7	2		2				4	6	10	3	2	5				△ 4	△ 2	△ 6	977	1,232	2,209
13	あかしや南近隣センター	829	1,040	1,869	3	6	9	3	1	4				4	4	8	3	4	7				2	7	9	830	1,046	1,876
14	札内北コミュニティセンター	1,867	2,087	3,954	11	7	18	2		2	1	1		8	9	17	3	3	6				2	2	4	1,871	2,085	3,956
15	北栄町近隣センター	898	1,000	1,898		2	2	1	2	3				7	4	11							△ 1	△ 1		892	999	1,891
16	途別ふれあい交流館	97	103	200																						97	103	200
17	日新近隣センター	58	46	104													1	1								58	45	103
18	古舞近隣センター	86	97	183																			△ 1	△ 1	△ 2	85	96	181
19	新和近隣センター	35	40	75																						35	40	75
20	糠内コミュニティセンター	136	117	253										1		1							△ 1	△ 1	△ 2	134	116	250
21	明倫近隣センター	48	50	98																						48	50	98
22	駒島公民館	79	75	154																						79	75	154
23	忠類コミュニティセンター	573	589	1,162	2	2	4		2	2				3	3	6	1	4	5				△ 1	△ 1		571	585	1,156
計		10,103	11,485	21,588	30	32	62	13	7	20	1	1	35	38	73	24	24	48								10,087	11,463	21,550
					登録者計 83								抹消者計 121															
																					前回比				△ 16 △ 22 △ 38			
																					※幕別				9,516 10,878 20,394			
																					※忠類				571 585 1,156			

議案第31号 投票区の再編（案）について

「投票区の再編（案）について」を、別添のとおり決定する。

別 添